1の3　データ伝送交換機能のＳＩＭカード枚数単位接続料	
	数値
原価（単位：円）	
利潤（単位：円）	
需要（単位：枚）	
接続料単価	
備考	

注1　「データ伝送交換機能のＳＩＭカード枚数単位接続料」は、第二種指定電気通信設備接続料規則第４条第１項第２号に掲げる機能の同条第２項第３号に掲げる部分の接続料をいう。

2　ＳＩＭカードの種類ごとに異なる接続料を設定する場合は、当該種類ごとに、「数値」の欄を分けて記載すること。

3　「接続料単価」の欄は、「原価」の欄の値に「利潤」の欄の値を加えたものを、「需要」の欄の値で除したものを記載すること。

4　費用の発生の態様ごとに原価、利潤及び需要を区別する等の算定を行つている場合には、その理由及び実際に行つた算定方法に基づく算定根拠を備考欄に記載すること。

2　ＭＮＰ転送機能の接続料

［表　略］

注1　「ＭＮＰ転送機能」は、第二種指定電気通信設備接続料規則第４条第１項第３号に掲げる機能をいう。

［2～6　略］

3　ＳＭＳ伝送交換機能の接続料

［表　略］

注1　「ＳＭＳ伝送交換機能」は、第二種指定電気通信設備接続料規則第４条第１項第４号に掲げる機能をいう。

［2～6　略］

［4　略］

様式第17の４の６（第23条の９の３関係）

［表　略］

注1　「音声伝送交換機能」は第二種指定電気通信設備接続料規則第４条第１項第１号に掲げる機能を、「データ伝送交換機能」は同項第２号に掲げる機能を、「ＭＮＰ転送機能」は同項第３号に掲げる機能を、「ＳＭＳ伝送交換機能」は同項第４号に掲げる機能をいう。

［2～4　略］

5　「データ伝送交換機能」の欄は、第二種指定電気通信設備接続料規則第４条第２項各号に掲げる部分の接続料（同項第３号に掲げる部分について、同令第13条第２項により算定する場合には、当該接続料を除く。）ごと、同項第３号に掲げる部分の接続料について、ＳＩＭカードの種類ごとに異なる接続料を設定する場合にあつては、ＳＩＭカードの種類ごとに欄を分けて記載すること。

［新設］

2　［同左］

［表　同左］

注1　「ＭＮＰ転送機能」は、第二種指定電気通信設備接続料規則第４条第３号に掲げる機能をいう。

［2～6　同左］

3　［同左］

［表　同左］

注1　「ＳＭＳ伝送交換機能」は、第二種指定電気通信設備接続料規則第４条第４号に掲げる機能をいう。

［2～6　同左］

［4　同左］

様式第17の４の６（第23条の９の３関係）

［表　同左］

注1　「音声伝送交換機能」は第二種指定電気通信設備接続料規則第４条第１号に掲げる機能を、「データ伝送交換機能」は同条第２号に掲げる機能を、「ＭＮＰ転送機能」は同条第３号に掲げる機能を、「ＳＭＳ伝送交換機能」は同条第４号に掲げる機能をいう。

［2～4　同左］

［新設］